

高齢者虐待防止事業

◆令和3年度 事業内容◆

1 高齢者虐待防止の体制整備

(1) 高齢者虐待防止連絡協議会の設置

日時：令和3年8月24日（火）開催

内容：新潟市における高齢者虐待の状況、高齢者虐待防止事業などの報告
高齢者虐待防止に関する意見交換、課題の検討 など

(2) 高齢者虐待防止連絡会の設置

日時：令和3年7月2日（金）開催

目的：新潟市における養護者による高齢者虐待の対応や防止に関する取組みについて、各区における現状を共有し、課題の検討を行うことで、支援の充実を図る

構成：各区の地域包括支援センター代表者
健康福祉課高齢者虐待防止担当職員

内容：養護者による高齢者虐待に関する各区の現状や虐待防止の取組みに関する意見交換、課題の検討 など

(3) 高齢者虐待相談専任職員（社会福祉士） 1名配置

高齢者虐待防止担当職員に対する相談助言、技術的支援 など

2 一時保護・措置入所利用状況

(1) 緊急一時保護のための居室確保

高齢者虐待などで一時的に保護を要し、施設入所やショートの利用が困難な場合に備え、緊急時に一時避難するための居室を確保した。

令和3年度利用 7件

(2) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待などによるやむを得ない事由により介護保険サービスを受けることができない場合に、介護老人福祉施設などに一時的に入所等の措置を行い、その後の処遇について検討を行った。

令和3年度利用 4件

[措置先：特別養護老人ホーム2件、短期入所生活介護2件]

3 高齢者虐待防止に関する研修会の実施状況

(1) 高齢者虐待防止担当職員研修（養護者による虐待）

対象：地域包括支援センター職員、各区健康福祉課職員 など

①基礎編

目的：高齢者虐待の法的知識や虐待のとらえ方を理解するとともに、虐待に関する相談・通報の受付から事実確認までの初動期対応の重要性を学ぶことで、一連の対応がより適切に実践できる

日時：令和3年5月25日（火）・26日（水） 出席者 25名

講師：谷川社会福祉士事務所 所長（社会福祉士）谷川 ひとみ 氏

内容：養護者による高齢者虐待対応に関する基礎的な内容
「高齢者虐待の法的理解及び虐待のとりえ方と虐待対応の基本的な流れとポイントを理解する」

②応用編

目的：高齢者虐待の対応時に必要となる専門的知識や技術、関連する法律や制度を学ぶとともに、具体的事例を通して、現状の課題などを把握することで、今後の実践に生かすことができる

日時：令和3年11月29日（月） 出席者 28名

講師：一般社団法人権利擁護支援プロジェクトとともす
社会福祉士 川村 孝俊 氏

内容：高齢者虐待対応における対応期から終結のポイントについて

（2）養介護施設等管理者向け高齢者虐待防止研修

対象：市内の養介護施設、事業所の管理者または管理職

目的：養介護施設などの管理者を対象に、高齢者虐待に関する基礎的理解と発生防止のために講ずる措置に関する研修を実施し、管理者の意識の向上と施設、事業所の介護の質の向上を図る

①養介護従事者等による高齢者虐待の未然防止

「令和3年度の運営基準等の改正に際して、虐待の未然防止のために今、取り組むこと」

～今回の改正を機に、今一度、施設等における虐待防止の取組みのあり方などを考える～

日時：令和3年9月6日（月）【後日視聴あり】

講師：北海道医療大学看護福祉学部 講師 松本 望 氏

内容：令和3年4月より、すべての養介護施設・養介護事業所に対して、入所者・利用者の人権擁護や虐待防止に関する措置を講ずることが義務付けられた。改めて、具体的な虐待防止に関する体制づくりや活動の手法を学び、施設・事業所全体でどのように取り組んでいけばよいか、その方策を考える。

実績：当日視聴 333名 後日視聴 324名 合計 657名

②養護者による高齢者虐待の未然防止

「虐待の予兆をどのように察知し、早期介入・早期支援につなげるか」

～具体的な事例を通して、養介護施設・養介護事業所が持つべき視点や、養護者への関わり方、支援の方法などを学ぶ～

日時：令和3年9月10日（金）【後日視聴あり】

講師：福岡県立大学人間社会学部 教授 本郷 秀和 氏

内容：家庭内に起こる虐待を未然に防止するためには、日頃関わっている支援者が、異変にいち早く気づき、関係機関と連携しながら、早期に介入することが重要である。養介護施設・養介護事業所が、地域における気づきの目として、どのような視点が必要か、また、施設・事業所全体で、高齢者や養護者をどのように支えていけばよいか、

事例を通して、その具体的手法を学ぶ。

実績：当日視聴 292名 後日視聴 320名 合計 612名

4 高齢者虐待防止のための啓発について

- ・養護者による高齢者虐待防止の啓発・周知のための在宅版高齢者虐待防止啓発パンフレットを刷新し、地域包括支援センター、区役所などへ配布。健康教育や地域の茶の間などに訪問する際に活用してもらった。
- ・養介護施設の高齢者虐待防止のための啓発・周知のため、入所者及び家族向けに作成したリーフレットを新規開設の養介護施設・事業所、公共施設などに配布し、設置を依頼した。

◆令和4年度 事業内容（予定を含む）◆

1 高齢者虐待防止の体制整備

(1) 高齢者虐待防止連絡協議会の設置

日時：令和4年8月30日（火）開催

内容：新潟市における高齢者虐待の状況、高齢者虐待防止事業などの報告
高齢者虐待防止に関する意見交換、課題の検討 など

(2) 高齢者虐待防止連絡会の設置

日時：令和4年7月6日（水）開催

目的：新潟市における養護者による高齢者虐待の対応や防止に関する取組みについて、各区における現状を共有し、課題の検討を行うことで、支援の充実を図る

構成：各区の地域包括支援センター代表者
健康福祉課高齢者虐待防止担当職員

内容：養護者による高齢者虐待に関する各区の現状や虐待防止の取組みに関する意見交換、課題の検討 など

(3) 高齢者虐待相談専任職員（社会福祉士） 1名配置

高齢者虐待防止担当職員に対する相談助言、技術的支援 など

2 緊急一時保護・措置入所利用状況

(1) 緊急一時保護のための居室確保

高齢者虐待等で一時的に保護を要し、入所やショートステイ等の利用が困難な場合に備え、緊急時に一時避難するための居室を確保する。

令和4年8月1日までの利用 0件

(2) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待等によるやむを得ない事由等により介護保険サービスを受けることができない場合に、介護老人福祉施設等に一時的に入所の措置を行い、その後の処遇の検討を行う。

令和4年8月1日までの実績 2件

3 高齢者虐待防止に関する研修会の実施状況

(1) 高齢者虐待防止担当職員研修（養護者による虐待）

対象：地域包括支援センター職員、各区健康福祉課職員 など

①基礎編

目的：高齢者虐待の法的知識や虐待のとりえ方を理解するとともに、虐待に関する相談・通報の受付から事実確認までの初動期対応の重要性を学ぶことで、一連の対応がより適切に実践できる

日時：令和4年6月8日（水）、9日（木）

講師：谷川社会福祉士事務所／所長（社会福祉士）谷川 ひとみ 氏

内容：養護者による高齢者虐待対応に関する基礎的な内容

「高齢者虐待の法的理解及び虐待のとりえ方と虐待対応の基本的な流れとポイントを理解する」

②応用編

目的：高齢者虐待の対応時に必要となる専門的知識や技術、関連する法律や制度を学ぶとともに、具体的事例を通して、現状の課題などを把握することで、今後の実践に生かすことができる

日時：令和4年10月26日（水）

講師：一般社団法人寺本社会福祉士事務所 代表理事 寺本 紀子 氏

内容：詳細は、講師と現在協議中

(2) 養介護施設等管理者向け高齢者虐待防止研修

対象：市内の養介護施設、事業所の管理者または管理職

目的：養介護施設・養介護事業所の管理者を対象に、高齢者虐待の未然防止に関する基礎的理解や、未然防止のために講ずる措置に関する研修を実施し、管理者の知識・意識の向上を図り、施設・事業所全体で虐待の未然防止の取組みを継続して実施することで、高齢者に対する権利擁護を推進する。

①「これからの養介護施設・事業運営における虐待防止の重要性」

～虐待の未然防止のために管理者に今、取り組んでほしいこと～

日時：令和4年9月5日（月）【後日視聴あり】

講師：日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科
特任教授 宮島 渡 氏

内容：令和3年4月より、すべての養介護施設・養介護事業所に対して、利用者の人権擁護や虐待防止に関する措置を講ずることが義務付けられた。今回の研修では、これからの養介護施設・事業所運営における虐待防止の重要性を今一度確認し、そこで管理者に求められる役割や事柄を明らかにするとともに、施設・事業所全体で虐待防止の取組みを継続して実施していくにはどうすればよいか、その具体的な手法を学ぶ。

②「養介護施設・事業所に求められるアンガーマネジメントの必要性和基本的理解」

～イライラとうまく付き合い、イキイキ働く職場をつくる～

日時：令和4年8月23日（火）、29日（月）【後日視聴なし】

講師：横浜市立大学 医学部看護学科 講師 田辺 有理子 氏

内容：今、介護現場では介護職員のストレス対策や感情コントロールがひとつの課題となっているが、その対処法として「アンガーマネジメント」という技術がある。今回の研修では、アンガーマネジメントの基本的な知識や理解を深め、具体的な方法を学ぶとともに、利用者の権利擁護や虐待防止に向けて、施設・事業所全体で継続的に取り組んでいくための具体的な方策を考える。

4 高齢者虐待防止のための啓発について

- ・養介護従事者等による虐待防止を推進するため、養介護施設・事業所の職員向けにパンフレットを新たに作成し、職員研修等で利用していただくために、広く周知・啓発を行い、当課のHPにもデータを掲載する。